

総務省情報通信研究評価実施指針（第4版）	総務省情報通信研究評価実施指針（第3版）	備考
<p data-bbox="219 569 1190 632">総務省情報通信研究評価実施指針</p> <p data-bbox="620 709 789 762">（第4版）</p> <p data-bbox="507 1472 899 1524">平成21年10月</p>	<p data-bbox="1383 569 2353 632">総務省情報通信研究評価実施指針</p> <p data-bbox="1783 709 1952 762">（第3版）</p> <p data-bbox="1694 1472 2027 1524">平成18年4月</p>	

— 目 次 —		— 目 次 —	
はじめに	1	はじめに	1
第1章 研究評価の基本的考え方	3	第1章 研究評価の基本的考え方	2
1. 研究評価の意義・目的	3	1. 研究評価の意義・目的	2
2. 本指針の適用範囲	3	2. 研究評価の基本理念	2
3. 評価関係者及びその責務	4	3. 本指針の適用範囲	3
(1) 評価実施主体	4	4. 評価関係者及びその責務	3
(2) 評価者	4		
(3) 被評価者	4		
4. 研究評価体制の構築	5		
(1) 効果的・効率的な評価の実施	5		
(2) 評価実施体制の充実	5		
(3) 評価人材の育成・確保	5		
5. その他評価にあたって留意すべき事項	6		
(1) 弾力的な評価の実施	6		
(2) エフォート制度の実施	6		
(3) 評価者に対する評価内容の守秘の徹底	6		
(4) 評価情報の国民への積極的な配信	7		
		第2章 評価実施上の共通原則	5
		1. 評価対象の区分	5
		2. 評価の実施時期	6
		3. 評価基準	8
		4. 評価体制	11
		5. 評価結果の取り扱い	13
		6. その他評価に当たって留意すべき事項	14
第2章 評価対象別の評価手続き	8	第3章 評価対象別の評価手続き	16
1. 研究開発施策の評価	8	1. 研究開発施策の評価	16
(1) 評価の目的	8		
(2) 評価対象	8		
(3) 評価者の選任	9		
(4) 評価の実施時期	9		
(5) 評価の観点	10		
①政策評価法及び大綱的指針に基づく観点	10		

2. 研究評価の基本理念は、1. 研究評価の意義・目的に組み込む。

大綱的指針の構成にあわせて2章構成とした。旧第2章の内容は新第1章、第2章に組み込む。

<p>②情報通信分野において特に留意すべき観点・・・・・・・・・・ 1 1</p> <p>(6) 評価方法・・・・・・・・・・ 1 1</p> <p>(7) 評価基準・・・・・・・・・・ 1 2</p> <p>(8) 評価結果の取り扱い・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>①評価結果の反映・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>②研究開発成果や評価結果等の公表・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>2. 研究開発課題の評価・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>(1) 評価の目的・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>(2) 評価対象・・・・・・・・・・ 1 3</p> <p>(3) 評価者の選任・・・・・・・・・・ 1 4</p> <p>(4) 評価の実施時期・・・・・・・・・・ 1 4</p> <p>(5) 評価の観点・・・・・・・・・・ 1 5</p> <p>①政策評価法及び大綱的指針に基づく観点・・・・・・・・・・ 1 5</p> <p>②情報通信分野において特に留意すべき観点・・・・・・・・・・ 1 6</p> <p>(6) 評価方法・・・・・・・・・・ 1 7</p> <p>①競争的研究資金制度による課題・・・・・・・・・・ 1 7</p> <p>②重点的研究資金制度（課題指定型）による課題・・・・・・・・・・ 1 8</p> <p>③重点的研究資金制度（独法委託型）による課題・・・・・・・・・・ 1 9</p> <p>④助成金制度による課題・・・・・・・・・・ 2 0</p> <p>3. 研究開発機関の評価・・・・・・・・・・ 2 3</p> <p>4. 研究者の業績の評価・・・・・・・・・・ 2 3</p> <p>補足 語句説明・・・・・・・・・・ 2 4</p> <p>参考資料Ⅰ 総務省が評価実施主体となる研究評価の対象と評価時期との対応</p> <p>参考資料Ⅱ 研究開発に係る評価の観点の例</p> <p>参考資料Ⅲ 本指針に基づく評価と政策評価法に基づく評価との関係</p>	<p>2. 研究開発課題の評価・・・・・・・・・・ 1 7</p> <p>3. 研究開発機関の評価・・・・・・・・・・ 2 3</p> <p>4. 研究者の業績の評価・・・・・・・・・・ 2 3</p> <p>補足 語句説明・・・・・・・・・・ 2 4</p> <p>参考資料Ⅰ 総務省が評価実施主体となる研究評価の対象と評価時期との対応</p> <p>参考資料Ⅱ 研究開発に係る評価の観点の例</p> <p>参考資料Ⅲ 本指針に基づく評価と政策評価法に基づく評価との関係</p> <p><u>参考資料Ⅳ 研究開発課題に係る事前評価、事後評価及び継続評価の考え方</u></p>	
---	---	--

はじめに	はじめに	
<p>(略)</p> <p>本指針は、平成13年11月28日策定の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)に基づくものであるが、その内容は、平成14年4月より施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)及び同法に基づき策定された「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定)並びに「総務省政策評価基本計画」(平成14年3月27日総務省訓令41号)との整合を図っており、政策評価の一環としての研究評価にも対応できるものである。</p> <p>平成16年4月に独立行政法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が発足することに伴って総務省の研究開発施策体系が再整理されたことや、研究開発の視点として標準化及び知的財産戦略への対応が一層重要視されるようになったことなどを踏まえ、評価対象や評価方法等を整理し直し、平成16年4月1日に本指針の第2版として改定した。</p> <p>その後、第2期「総務省政策評価基本計画」(平成16年3月31日総務省訓令23号)期間中には、平成17年3月29日に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定^{***}されるとともに、同年7月29日には情報通信審議会から「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」答申が行われた。このような議論の深化を踏まえ、今般、本指針を第3版として改定した。</p> <p>そして、第3期「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日総務省訓令60号)期間中には、我が国の国際競争力を中長期的に強化するための技術戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日情報通信審議会答申)の策定や「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の策定(平成20年10月31日)がなされた。これらを踏まえ、より実効性の高い研究開発評価への取組を強化するため、今般、本指針を第4版として、さらに改定した。</p> <p>(略)</p> <p>なお、NICTが実施する研究開発については、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)に従って評価を実施している。</p>	<p>(略)</p> <p>本指針は、平成13年11月28日策定の「<u>国の研究開発評価に関する大綱的指針</u> (内閣総理大臣決定)」に基づくものであるが、その内容は、平成14年4月より施行された「<u>行政機関が行う政策の評価に関する法律</u> (平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)」及び同法に基づき策定された「<u>政策評価に関する基本方針</u> (平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定)」並びに「<u>総務省政策評価基本計画</u> (平成16年3月31日総務省訓令23号)」との整合を図っており、政策評価の一環としての研究評価にも対応できるものである。</p> <p>平成16年4月に独立行政法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が発足することに伴って総務省の研究開発施策体系が再整理されたことや、<u>近年</u>、研究開発の視点として標準化及び知的財産戦略への対応が一層重要視されるようになったことなどを踏まえ、評価対象や評価方法等を整理し直し、平成16年4月1日に本指針の第2版として改定した。</p> <p>その後、平成17年3月29日に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定されるとともに、同年7月29日には情報通信審議会から「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」答申が行われた。このような議論の深化を踏まえ、今般、本指針をさらに改定した。</p> <p>(略)</p> <p>なお、NICTが実施する研究開発については、「<u>独立行政法人通則法</u> (平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)」に従って評価を実施している。</p>	<p>評価指針第4版改定までの経緯追加</p>

<p>第1章 研究評価の基本的考え方</p>		
<p>1. 研究評価の意義・目的</p> <p>情報通信分野において、国際的水準に照らして優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが総務省の役割であるが、そのためには、</p> <p>① 研究開発をその評価に基づく資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより、研究開発成果を効率的・迅速的に国民・社会へ還元すること</p> <p>② 評価を適正かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策を形成すること</p> <p>③ 研究開発の本質を踏まえた評価を行うことにより、研究開発をより良い方向へと誘導するよう配慮するとともに、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進すること</p> <p>④ 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を獲得すること</p> <p>⑤ 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映させることにより、研究開発を重点的・効率的に実施することが求められる。</p> <p>適正な評価の実施及び評価結果を資源配分へ反映させることを通じて、企画・立案、実施、評価という循環過程（政策のマネジメント・サイクル）を確立して行くということが、研究評価の意義であり目的であることを十分に認識しなければならない。また、評価は戦略的な意志決定を助ける手段であり、それ自体が目的ではないことも忘れてはならない。</p>	<p>第1章 研究評価の基本的考え方 1. 研究評価の意義・目的 (略)</p> <p>第1章 研究評価の基本的考え方 2. 研究評価の基本理念 (略)</p> <p>の記述を統合。</p>	<p>大綱的指針の第1章基本的考え方1. 評価の意義に沿って記述 (①はつなげる評価の実施について)</p>
<p>2. 本指針の適用範囲</p> <p>本指針の適用範囲は、総務省所管として計上された予算を投じて実施される情報通信及び電波の利用に関する技術の研究開発である。これらの研究開発について、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関及び④研究者の業績を対象として評価を行う。(評価対象の詳細は第2章で述べる。)</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 研究評価の基本的考え方 3. 本指針の適用範囲</p> <p>本指針の適用範囲は、総務省所管として計上された予算を投じて実施される情報通信及び電波の利用に関する技術の研究開発である。これらの研究開発について、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績を対象として評価を行う。(評価対象の詳細は第2章で述べる。)</p> <p>(略)</p>	

<p>3. 評価関係者及びその責務</p> <p>(1) 評価実施主体</p> <p>(略)</p> <p>総務省は、研究開発施策や研究開発課題の企画・立案・推進を行っているが、これらの評価は各施策・課題の担当課が評価実施主体となってい、評価書を作成する。その際、研究者が高い目標に挑戦することなどを通じてその能力が十分発揮されるように促し、研究開発の質の向上や効率化を図る。</p> <p>評価実施主体は評価の実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう留意しなければならない。また、同一の研究開発が複数の評価の対象にされることが多いため、重複しないよう、関連機関ともに連携し、評価結果等の相互活用や評価方法の調整などを行い、全体として効果的・効率的に運営する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 評価者</p> <p>評価者とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関、及び研究者の業績を評価する者を指す。</p> <p>評価者は評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うことを常に認識し、研究開発の実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し又はさらに伸ばしてより良いものとなるように、適切な助言を行う。</p> <p>(3) 被評価者</p> <p>研究者等の被評価者とは、総務省所管として計上された予算を投じて実施される情報通信及び電波の利用に関する技術の研究開発を実施又は推進する主体を指す。</p> <p>被評価者は国費による研究開発を行うに際し、研究開発課題等に積極的に挑戦し、成果が最終的には国民・社会に還元されるように図ること、研究開発の成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚することが極めて重要である。また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をするなど、積極的に評価に協力しなければならない。</p>	<p>第1章 研究評価の基本的考え方 4. 評価関係者及びその責務</p> <p>(1) 評価実施主体</p> <p>(略)</p> <p>総務省は、研究開発施策や研究開発課題の企画・立案・推進を行っているが、これらの評価は各施策・課題の担当課が評価実施主体となってい、評価書を作成する。その際、研究者が高い目標に挑戦することなどを通じてその能力が十分発揮されるように促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、<u>評価の実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう留意しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 評価者</p> <p>評価者とは、<u>研究開発施策・課題</u>の評価する者を指す。</p> <p>評価者は評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うことを常に認識し、研究開発の実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、適切な助言を行う。</p> <p>(3) <u>研究者</u></p> <p>研究者とは、総務省所管として計上された予算を投じて実施される情報通信及び電波の利用に関する技術の研究開発を実施する<u>者</u>を指す。</p> <p><u>研究者は国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げること、研究開発の成果が最終的には国民・社会に還元されるように図ること、研究開発の成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚することが極めて重要である。また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をするなど、積極的に評価に協力しなければならない。</u></p>	<p>効果的・効率的な評価の実施についての記述を追加</p> <p>大綱的指針の書きぶりを踏襲 (研究者→被評価者)</p>
---	--	--

<p>4. 研究評価体制の構築</p> <p>(1) 効果的・効率的な評価の実施</p> <p>実際の評価システムにおいては、施策・課題等に対する個々の評価が担う責任の範囲の明確化と評価相互の有機的な連携・活用を図り、効率的な評価を行うように努めるものとする。評価実施主体は、評価に伴う作業の負担をできるだけ軽減するために、評価の重複を避け、既に行われた評価結果を活用したり、可能な範囲において簡略化した評価を実施したりする等、評価目的や評価対象の内容に応じた適切な方法を採用し、評価作業を効率的に行うことが必要である。なお、このような評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由や変更の概要等を事前に明確にするものとする。</p> <p>また評価業務の効率化、研究開発における不必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画・立案等を図るため、評価実施主体は、研究開発課題ごとに研究者（エフォートを含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文・特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースを構築・管理し、それらを十分に活用するものとする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制 (略)</p> <p>第2章 評価実施上の共通原則 6. その他評価に当たって留意すべき事項 (略)</p> <p>の記述を統合。</p>	
<p>(2) 評価実施体制の充実</p> <p>評価実施主体は、評価に必要な予算や人材等の資源を適宜確保して、世界的に高い水準の評価を実施する体制を整備するよう努めることとする。評価にあたっては、評価実施主体にも被評価者にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用するものとする。また、必要に応じて民間シンクタンクや学会等へ評価を委託するなど外部の機関による第三者評価の活用も適宜検討するものとする。</p> <p>加えて、評価時だけでなく、評価実施主体と評価者及び被評価者が当該研究開発に関して十分な意思疎通を図ることができる運営体制を整えるように努める。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制 (2) 外部評価等の積極的な活用 (略)</p> <p>(5) 十分な意思疎通を図ることができる運営体制の整備 (略)</p> <p>の記述を統合。</p>	
<p>(3) 評価人材の養成・確保</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制 (略)</p> <p>の記述を記載。</p>	
<p>(4) 評価の国際的な水準の向上</p> <p>経済社会のグローバル化が進展する中で、国費を用いて実施される研究開発においては、我が国における科学の国際的な水準の向上、産業等の国際競争力の強化、地球規模の課題解決のための国際協力の推進など、国際的視点からの取り組みが重要となっている。このような研究開発の国際化のための対応に伴い、評価項目に国際的なベンチマーク等を積極的に取り入れる、必要に応じて評価者としての海外の専門家を参加させるなど、研究開発評価に関しても、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施されるよう取り組んでいく必要がある。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制 (1) 評価体制の充実 <u>評価実施主体は評価に必要な予算や人材等の資源を適宜確保して、世界的に高い水準の評価を実施する体制を整備するよう努めることとする。</u></p>	<p>大綱的指針の評価の国政的水準に関する記述を踏まえ、記述</p>

<p>5. その他評価にあたって留意すべき事項</p> <p>(1) 弾力的な評価の実施</p> <p>研究開発の目的、内容や性格（基礎研究、応用研究、開発研究等）によって、望ましい研究開発のプロセスや目指すべき研究開発成果の内容もそれぞれ異なってくる。従って、これら研究開発の目的、内容等に応じて、適切な評価の観点を設ける等、柔軟に研究評価を実施することが望ましい。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 6. その他評価にあたって留意すべき事項</p> <p>(1) 弾力的な評価の実施</p> <p>研究開発の目的、内容や性格（基礎研究、応用研究、開発研究、試験調査等）によって、望ましい研究開発のプロセスや目指すべき研究開発成果の内容もそれぞれ異なってくる。従って、これら研究開発の目的、内容等に応じて、適切な評価の観点を設ける等、柔軟に研究評価を実施することが望ましい。</p> <p>(略)</p>	
<p>(2) エフォート制度の導入</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 6. その他評価にあたって留意すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>の記述を記載。</p>	
<p>(3) 評価者に対する評価内容の守秘の徹底</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制</p> <p>(4) 評価者に対する評価内容の守秘の徹底</p> <p>(略)</p> <p>の記述を記載。</p>	
<p>(4) 評価情報の国民への積極的な配信</p> <p>研究開発評価の公正さと透明性を確保し、<u>また研究開発の成果や評価結果が社会や産業において広く活用されるよう</u>、評価を実施した主体はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表する。また評価の結論だけでなく、研究開発に係わる発表会や公開実験を企画開催するなど、成果を広く公表する機会を設け、国民に対する説明責任を果たすよう努める。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制</p> <p>(5) 十分な意思疎通を図ることができる運営体制の整備</p> <p><u>研究開発に係わる発表会や公開実験を企画開催するなど、成果を広く公表する機会を設け、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価時だけでなく、評価実施主体・評価者・被評価者が当該研究開発に関して十分な意思疎通を図ることができる運営体制を整えるよう努める。</u></p>	

<p>第2章 評価対象別の評価手続き</p>		
<p>1. 研究開発施策の評価</p> <p>(1) 評価の目的</p> <p>国の政策は、一般的に階層的な体系になっており、総務省の研究開発施策においても、情報通信分野における研究開発戦略やそれに基づく個々の研究開発課題及び競争的研究資金制度等からなる体系により、推進を行っている。研究開発施策の評価は、総務省が、このような施策、制度等を対象として、目標が設定された施策ごとに評価を実施することにより、計画の見直しや新たな施策の策定等に反映することを目的とする。</p>		<p>大綱的指針の「研究開発施策の評価」冒頭部を踏まえて追記。</p>
<p>(2) 評価対象</p> <p>研究開発施策とは、研究開発を実施・推進する基本方針等に該当する「戦略」と、研究開発を実施・推進するための手段である「制度」に概念上整理できる。戦略については研究開発の推進に関する方針を、制度については次に掲げる資金等に属する各研究開発制度を、それぞれ評価の対象とする。</p> <p>ア 競争的研究資金（課題公募型）</p> <p>総務省が設定した特定の領域や目的に沿って研究開発課題を公募し、複数の候補の中から優れた課題を競争的に採択し、採択した課題を提案者に委託して実施するもの。</p> <p>イ 重点的研究資金（課題指定型）</p> <p>総務省が重点的に実施すべきとして設定した研究開発課題について、民間企業、公設試験研究機関、大学等の機関から提案書を公募し、複数の候補の中から優れた提案を競争的に採択し、採択した機関に委託して実施するもの。</p> <p>ウ 重点的研究資金（独立行政法人委託型）</p> <p>総務省が重点的に実施すべきとして設定した研究開発課題について、NICT等の独立行政法人に委託して実施するもの。</p> <p>エ 助成金</p> <p>総務省が設定した特定の目的に沿って、一定の条件を満たす応募者に対して助成金を交付するもの。</p> <p>オ その他の研究開発支援（施設整備等）</p> <p>研究開発を直接実施するものではないが、研究者の交流支援や研究開発に資する施設整備等により、間接的に研究開発を支援するもの。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 1. 評価対象の区分</p> <p>(1) 研究開発施策</p> <p>(略)</p> <p>第3章 評価対象別の評価手続 1. 研究開発施策の評価</p> <p>1. 研究開発施策の評価</p> <p>(略)</p> <p>の記述を統合。</p>	

<p>なお、NICTに対する運営費交付金により実施される研究開発については、通則法に基づく評価が実施されることになる。</p> <p>研究開発戦略については、既存のものとしては「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日情報通信審議会答申）等が該当するが、その内容は情報通信審議会直接審議されるものであり、評価対象としては馴染まないことから、対象外とする。</p>		<p>UNS II に関する記述へ変更</p>
<p>(3) 評価者の選任</p> <p>外部評価又は第三者評価を実施する場合、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家から選任する。また、特に大規模なプロジェクト及び社会的関心の高い研究開発課題の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れ、社会経済のニーズを適切に評価に反映させるため、研究開発の性格や目的に応じて、産業界や人文・社会科学の人材等の外部有識者を適宜、評価者に加えることが必要である。</p> <p>さらに、国際的な水準での評価を行うために、評価項目に国際的なベンチマーク等を積極的に取り入れる、必要に応じて海外の研究者に評価への参画を求めることなども検討する。</p> <p>あわせて、評価の客観性や多様性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等バランスについて配慮し、評価者を選任するよう評価実施主体は努めなければならない。加えて、評価が硬直化することのないよう、評価者については、ある一定の明確な在任期間を設ける。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制</p> <p>(3) 評価者の選任</p> <p>外部評価又は第三者評価を実施する場合、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家から選任する。また、大規模なプロジェクト及び社会的関心の高い研究開発課題、研究開発機関の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、<u>外部有識者を評価者として適宜加える。</u></p> <p><u>また、社会経済のニーズを適切に評価に反映させるため、研究開発の性格や目的に応じて、産業界や人文・社会科学の人材等を適宜、評価者に加えることが必要である。国際的な水準での評価を行うために、必要に応じて海外の研究者に評価への参画を求めることも検討する。</u></p> <p><u>さらに、</u>評価の客観性や多様性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等バランスについて配慮し、評価者を選任するよう評価実施主体は努めなければならない。加えて、評価が硬直化することのないよう、評価者については、ある一定の明確な在任期間を設ける。</p> <p>(略)</p>	<p>大綱的指針の評価の国際的な水準に関する記述を取り込む</p>
<p>(4) 評価の実施時期</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 2. 評価の実施時期</p> <p>(略)</p> <p>の記述内容を記載。</p>	
<p>(5) 評価の観点</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 3. 評価基準</p> <p>(1) 評価の観点</p> <p>(略)</p> <p>の内容を記述。</p>	

<p>(6) 評価方法</p> <p>研究開発戦略の評価にあたっては、事前評価、継続評価ともに、審議会等の外部機関を活用して外部評価を実施するとともに、必要に応じてパブリックコメントを実施する。</p> <p>研究開発制度の事前評価は、制度の推進主体自らによる内部評価とともに、必要に応じて外部評価も活用する。<u>継続評価にあたっては、研究開発制度の中で実施している個々の研究開発課題の終了評価の結果等を総括し、目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、外部評価により評価する。</u></p>		<p>自己点検の活用を記載。</p>
<p>(7) 評価基準</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 3. 評価基準</p> <p>(2) 評価基準の設定</p> <p>(略)</p> <p>の内容を記述。</p>	
<p>(8) 評価結果の取り扱い</p> <p>① 評価結果の反映</p> <p>研究開発施策に関する事前評価の結果は、その研究開発戦略の策定や研究開発制度の設計に反映させる。また、研究開発戦略に関する継続評価の結果は次期の研究開発戦略の策定に、研究開発制度に関する継続評価の結果はその研究開発制度の見直しや運用改善に反映させる。</p> <p>② 研究開発成果や評価結果等の公表</p> <p>評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、インターネットの活用により、研究開発成果や評価結果を分かりやすい形で国民に積極的に公表しなければならない。評価結果の公表の際には、必要な場合には、併せてその反映状況又は反映方針を公表するものとする。また、評価に対する評価者の責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。</p> <p>なお、研究評価において評価実施主体は研究者の個人情報を取り扱うことになるため、その手続きに際しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）を遵守するものとする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 5. 評価結果の取り扱い</p> <p>(1) 評価結果の反映</p> <p><u>研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関の評価においては、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算・人材等の資源配分、研究計画や研究体制の見直し、運営の改善等に反映させる。</u></p> <p><u>研究者の実績の評価においても、研究者の意欲を最大限に発揮させるため、優れた評価結果を受けた研究者については、その処遇に適切に反映させることが望ましい。</u></p> <p>(2) 研究開発成果や評価結果等の公表</p> <p>評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、インターネットを活用する等して、研究開発成果や評価結果を分かりやすい形で国民に積極的に公表しなければならない。評価結果の公表の際には、必要な場合には、併せてその反映状況又は反映方針を公表するものとする。</p> <p>また、評価に対する評価者の責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。<u>ただし、研究開発課題の評価の場合、公正な評価を担保するため、個々の課題に対する評価者が特定されないよう、十分に配慮する。</u></p> <p>なお、研究評価において評価実施主体は研究者の個人情報を取り扱うことになるため、その手続きに際しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を遵守するものとする。<u>特に、研究者の業績についての評価結果の公表については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。</u></p>	<p>「研究者の業績についての評価結果の公表」については第2章4. 研究者等の業績の評価に記載</p>

<p>2. 研究開発課題の評価</p> <p>(1) 評価の目的</p> <p>研究開発課題は、具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、総務省が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるもの、競争的資金制度等に提案された複数の候補の中から優れたものが採択され実施されるもの等である。</p> <p>研究開発課題の評価は、その研究開発の性格（基礎研究、応用研究、開発研究等）や分野、その目的、政策上の位置付け、規模等に応じて、評価の目的や評価結果の活用の仕方、項目・基準等を的確に設定し、また、必要となる評価実施体制等を整備して、評価を実施する。</p>		<p>大綱的指針の「研究開発課題の評価」冒頭部を踏まえて追記。</p>
<p>(2) 評価対象</p> <p>1. (2) のア～エに属する各研究開発制度（以下、それぞれ「競争的研究資金制度」「重点的研究資金制度（課題指定型）」「重点的研究資金制度（独法委託型）」「助成金制度」という。）により実施される個々の研究開発課題を評価の対象とする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 1. 評価の対象区分</p> <p>(2) 研究開発課題</p> <p>(1) のア～エに属する各研究開発制度（以下、それぞれ「競争的研究資金制度」「重点的研究資金制度（委託先公募型）」「重点的研究資金制度（独法委託型）」「助成金制度」という。）により実施される個々の研究開発課題を評価の対象とする。</p>	
<p>(3) 評価者の選任</p> <p>研究開発課題の評価は、原則として外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施する。評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家から選任する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価体制</p> <p>(3) 評価者の選任</p> <p><u>外部評価又は第三者評価を実施する場合</u>、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家から選任する。</p> <p>(略)</p>	
<p>(4) 評価の実施時期</p> <p>(略)</p> <p>※ただし、事後評価は廃止する。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 2. 評価の実施時期</p> <p>記述内容を記載する。</p>	
<p>(5) 評価の観点</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 3. 評価基準</p> <p>(略)</p> <p>の内容を記載。</p>	

<p>(6) 評価方法</p> <p>① 競争的研究資金制度による課題 (略) ※ただし、事後評価は廃止。</p> <p>② 重点的研究資金制度（課題指定型）による課題 (略) ※ただし、事後評価は廃止。</p> <p>③ 重点的研究資金（独法委託型）による課題 委託先の公募を行わないため採択評価は要しないが、その他については基本的に重点的研究資金制度（課題指定型）と同様の評価を実施する。</p> <p>④ 助成金制度による課題 (略) ※ただし、事後評価は廃止。</p> <p>なお、①～④において、必要に応じて、評価への被評価者の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、被評価者が自らの研究開発の計画段階において具体的かつ明確な目標とその達成状況の判定指標等を明示し、研究開発の開始後には目標達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価者はその内容の確認等を行うことにより評価を実施する。</p>	<p>第3章 評価対象別の評価手続 2. 研究開発課題の評価</p> <p>(1) 競争的研究資金制度による課題 (略)</p> <p>(2) 重点的研究資金制度（委託先公募型）による課題 (略)</p> <p>(3) 重点的研究資金（独法委託型）による課題 委託先の公募を行わないため採択評価は要しないが、その他については基本的に重点的研究資金制度（委託先公募型）と同様の評価を実施する。</p> <p>(4) 助成金制度による課題 (略)</p>	<p>終了評価の結果を切れ目なくつなげる記述を追加</p> <p>自己点検活用の旨を記載</p>
<p>(7) 評価結果の取り扱い</p> <p>① 評価結果の活用 前項に示すとおり、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの目的に応じて予算・人材等の資源配分、研究計画や研究体制の見直し、運営の改善等に反映させる。</p> <p>② 研究開発成果や評価結果等の公表 評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、インターネットを活用する等して、研究開発成果や評価結果を分かりやすい形で国民に積極的に公表しなければならない。評価結果の公表の際には、必要な場合には、併せてその反映状況又は反映方針を公表するものとする。 また、評価に対する評価者の責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。ただし、研究開発課題の評価の場合、公正な評価を担保するため、個々の課題に対する評価者が特定されないよう、十分に配慮する。 なお、研究評価において評価実施主体は研究者の個人情報を取り扱うことになるため、その手続きに際しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を遵守するものとする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 5. 評価結果の取り扱い</p> <p>(1) 評価結果の反映 (略)</p> <p>(2) 研究開発成果や評価結果等の公表 (略)</p>	

<p>③ 評価結果の被評価者への開示</p> <p>研究評価の公正さと透明性を確保するため、評価実施後、被評価者から請求があった場合には、評価実施主体は評価結果（評価者の意見・コメント等を含む）を当該被評価者に対して開示するものとする。</p> <p>また、評価実施主体は、被評価者が評価結果に対して意見を述べることができる仕組みを整備するものとする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 5. 評価の取り扱い</p> <p>(3) 評価結果の被評価者への開示</p> <p>研究評価の公正さと透明性を確保するため、評価実施後、被評価者から請求があった場合には、評価実施主体は評価結果（評価者の意見・コメント等を含む）を当該被評価者に対して開示するものとする。</p> <p>また、評価実施主体は、被評価者が評価結果に対して意見を述べることができる仕組みを整備するものとする。</p> <p><u>なお、研究者の業績評価における評価結果の被評価者への開示については、所属する機関の長が個別に定める規定に従う。</u></p>	<p>「研究者の業績についての評価結果の公表」については第2章4. 研究者等の業績の評価に記載</p>
<p>3. 研究開発機関の評価</p> <p>研究開発機関の評価は、その機関の長が、その設置目的や中期目標等に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から自ら評価を実施する。</p> <p>NICTについては、通則法第35条に基づく評価（中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を独立行政法人評価委員会が実施）を機関評価に相当するものとして、実施する。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 1. 評価の対象区分</p> <p>(略)</p> <p>第3章 評価対象別の評価手続 3. 研究開発機関の評価</p> <p>(略)</p> <p>の記述を統合。</p>	
<p>4. 研究者の業績の評価</p> <p>研究開発課題に従事しようとする又は従事している研究者の業績について、当該研究者が所属する各研究開発機関の長が整備するルールに従って評価を実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、人材育成、社会への貢献等の関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。研究者の実績の評価においても、研究者の意欲を最大限に発揮させるため、優れた評価結果を受けた研究者については、その処遇に適切に反映させることが望ましい。研究者の業績評価における評価結果の被評価者への開示については、所属する機関の長が個別に定める規定に従う。</p> <p>なお、NICTにおいては、理事長はNICTの設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもってNICTに所属する研究者の業績評価を実施するものとする。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則 1. 評価の対象区分</p> <p>(略)</p> <p>第3章 評価対象別の評価手続 4. 研究者の業績の評価</p> <p>(略)</p> <p>の記述を統合。</p>	